

○地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律における文部省関係法律の改正について（抄）

平成十一年八月十一日 文教地第二〇三号
 各都道府県教育委員会、各都道府県知事、各指定都市教育委員会、
 各指定都市市長、各国立大学長、国立久里浜義護学校長あて 文
 部事務次官通知

平成十一年七月八日に第百四十五回国会において「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成十一年法律第八十七号）（以下「法」という。）が成立し、平成十一年七月十六日に公布され、平成十二年四月一日から施行されることとなりました。

これは、地方分権推進委員会の第一次から第四次までの勧告を最大限尊重して策定された「地方分権推進計画」（平成十年五月二十九日閣議決定）に基づき、関係する法律四百七十五本を改正するものです。その趣旨は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、国の関与等の縮減、権限委譲の推進、必置規制の整理合理化、地方公共団体の行政体制の整備・確立等を行い、地方分権の推進を図ろうとするものです。

文部省関係法律については、地方分権推進計画及び同計画において検討事項とされたものの具体化について検討した中央教育審議会の答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成十年九月二十一日）等に基づき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめ二十一本の法律を改正しています。その趣旨は、教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担を見直し、新たな連携協力体制を構築するため、主体的かつ積極的な地方教育行政を推進するための教育委員会制度の在り方等の見直し、社会教育及びスポーツ行政における国の関与の見直し、文化財保護行政にお

る権限委譲の推進などのほか、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成等を行うものです。

文部省関係法律の改正及びその概要は別添のとおりですので、十分に御了知の上、関係する条例及び規則等を改正するなど、事務処理上遺漏のないようお願い申し上げます。特に、下記の事項につきまして御留意下さいますようお願いいたします。また、都道府県教育委員会及び都道府県知事におかれましては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関等及び学校法人に対して、周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

なお、関係政令及び省令の改正につきましては、おつてこれを行い、別途通知する予定ですので、予め御承知下さいますようお願いいたします。

記

1 共通関係

法並びに関係政令及び省令の施行ために必要な準備は、法施行前においても行うことができること。特に、必要な条例及び規則等の制定及び改廃については、法が施行される平成十二年四月一日から施行されるよう所要の措置を講じる必要があること。

5 文化財保護法の一部改正関係（法第百三十五条関係）

(1) 埋蔵物として差し出された物件の鑑査等（文化財保護法第六十条、第六十一条及び第六十二条並びに改正前の文化財保護法第百条の二関係）

〔解釈上の留意点について〕

文化財保護法第六十一条及び第六十二条に規定する埋蔵物として差し出された物件の鑑査等の事務については、これまで文化庁長官がこれを行うこととし、これを機関委任事務として都道府県等の教育委員会に委任することができることとしていたが、今後は、都道府県の教育委員会（埋蔵物の発見された土地が指定都市又は中核市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市又は中核市の教育委員会）が、

自治事務としてこれを処理するものとしたこと。

なお、文化財保護法第五十九条から第六十二条までの規定による事務の処理に係る具体的な手続についてあらかじめ都道府県警察との間で十分協議を行うことが望ましいこと。

- (2) 所有者不明の出土文化財の所有権の帰属（文化財保護法第六十三条及び第六十三条の二関係）

〔経過措置について〕

法附則第五十八条の規定により、法施行前に発見された文化財で法施行の際現にその所有者が判明しないものうち、国の機関が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものを除くものの所有権は、都道府県に帰属するものとする経過措置が設けられていること。

また、法附則第五十九条の規定により、法施行の際現に地方公共団体において保管している国庫に帰属する出土文化財（物品管理法により国が貸し付けているものを除く。）の所有権は、同条ただし書の規定により、当該地方公共団体から申出があつた場合を除き、法施行日において当該文化財を保管している地方公共団体に帰属するものとする経過措置が設けられていること。当該文化財を当該地方公共団体に帰属させることが適切でないと考えられるなどの理由により、当該地方公共団体が、同条ただし書の規定により申出を行う場合の手続は、平成十一年七月二十一日文部省令第三十三号によること。（別紙―略）

なお、発掘調査を実施した地方公共団体以外の地方公共団体が出土文化財を保管している場合など、当該出土文化財を現在保管している地方公共団体とは別の地方公共団体に帰属させることが適当であると考えられる場合においては、施行日の前日までに、所有権が帰属すべき地方公共団体が当該出土文化財を保管するよう措置することが適当であること。

- (3) 権限委譲（文化財保護法第九十九条関係）

〔政令に係る留意事項について〕

文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が行う事務の範囲、当該事務を行う地方公共団体及び法定受託事務と自治事務の区分については、基本的には、地方分権推進計画及び現在の文化庁長官の権限の委任状況を踏まえ、政令で定める予定であること。

その際、同条同項第二号に関しては、地方分権推進計画において、「都道府県、指定都市及び中核市が処理している史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可、その取消し・停止命令（文化財保護法八十条一項及び三項、九十九条一項二号）については、すべての市へ委譲する（法定受託事務）」としたことを踏まえ、軽微な現状変更等の内容について、政令で定める予定であること。

また、第九十九条第一項第六号に関しては、地方分権推進計画において、「都道府県教育委員会に、開発行為を行う事業者への発掘調査の指示権があることを法律上明示する。この場合、事業者に対する特定の場合の文化庁長官の指示権限を認めることとする（文化財保護法五十七条の二第二項等）（自治事務）」とし、「都道府県が処理している埋蔵文化財包蔵地域における土木工事等の届出の受理及び開発を行う事業者への発掘調査の指示（文化財保護法五十七条の二）については、指定都市へ委譲する（自治事務）」としたことを踏まえ、都道府県等の教育委員会に委譲する権限及び特定の場合に文化庁長官が指示等を行うことができる権限について、政令で定める予定であること。

- (4) 国の関与の見直し（改正前の文化財保護法第四百四条関係）

〔解釈上等の留意点について〕
文化庁長官の都道府県等の教育委員会に対する指揮監督を廃止するとともに、文化財保護法第九十九条等の規定による事務を処理するた

めに要する経費を国庫負担するための文化財保護事務費交付金を平成十一年度限りで廃止することとしていること。

(5) 聴聞、不服申立て等の取扱い（文化財保護法第八十五条～第八十五条の八関係）

〔解釈上等の留意点について〕

文化財保護法第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が文化庁長官の権限に属する事務を行う場合には、第八十五条から第八十五条の八の規定に従い、聴聞等を行うこととしたこと。

また、第九十九条第一項の規定により、都道府県又は市の教育委員会が行った処分に不服のある者は、当該事務が法定受託事務である場合には文化庁長官に審査請求を、当該事務が自治事務である場合には当該都道府県又は市の教育委員会に異議申立てをすることとなること。